年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福井地方第三者委員会分

1	今回の	あっ	ナム	楽	の概要	歹

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3 件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの

2 件

国民年金関係 2件

福井厚生年金 事案 187

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を41万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和18年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年8月1日から平成9年6月19日まで 社会保険事務所の記録では、厚生年金保険被保険者資格を喪失(平成 9年6月19日)した後の平成9年10月24日に、8年8月1日にさか のぼって標準報酬月額が41万円から14万2,000円に引き下げられてい るが、8年8月以降の役員報酬は月額40万円であったので、当該記録 に納得できない。

第3 委員会の判断理由

社会保険庁のオンライン記録において、当初、申立人の株式会社Aにおける申立期間の標準報酬月額は、申立人が主張する 41 万円と記録されていたことが確認できる。

しかし、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成9年6月19日以降の同年10月24日に、8年8月1日から9年6月19日までの期間の標準報酬月額を遡及して14万2,000円に引き下げていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような遡及して標準報酬月額の減額訂正を行う合理的な理由は見当たらない。

また、申立人は、閉鎖登記簿謄本から同社の代表取締役であったことが確認できるが、申立人は「社会保険料を滞納していたが、標準報酬月額の 透過及訂正の届出等について関与していない。破産申立て時には破産申立代理人に、破産手続開始後は破産管財人に、それぞれ関係手続等を一任し関係書類を引き継いだ。」と供述している。

本件は、破産手続開始(平成9年7月8日)後に遡及訂正に係る記録の

処理(平成9年10月24日)が行われており、破産手続開始後は、社会保険事務所への届出に必要な代表者印は破産管財人の管理下にあり、代表取締役であった申立人には既に業務を執行する責任が無い上、自ら標準報酬月額の遡及訂正に係る手続に関与していたと推認する周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間の標準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 41 万円に訂正することが必要と認められる。

福井厚生年金 事案 188

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B支店における資格取得日に係る記録を昭和37年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義 務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和4年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月1日から同年5月1日

私は、昭和 22 年4月1日にA株式会社C支店に入社し、61 年 10 月 31 日に退職するまで継続して勤務した。同社C支店からB支店への転勤に伴い、37 年4月1日に資格喪失し、同年5月1日に再資格取得しているが、被保険者期間に1か月の未加入期間があることに納得がいかないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社の社員名簿及び雇用保険の記録から、申立人がA株式会社に継続して勤務し(昭和37年4月1日にA株式会社C支店から同社B支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社における昭和37年5月の社会保険事務所の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、 事業主は、届出誤りの可能性を認めていることから、当該社会保険事務所 の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、 申立人に係る昭和 37 年4月分の保険料について納入の告知を行っておらず、 事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の株式会社Aに係る被保険者記録は、既に資格取得日が平成2年10月21日に訂正され、同年10月21日から3年4月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の株式会社Aにおける資格取得日を2年10月21日とし、申立期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和31年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年10月21日から3年4月1日まで

平成 19 年 6 月に社会保険事務所において年金記録を確認したところ、株式会社Aに係る厚生年金保険被保険者の資格取得日が平成3年4月1日からとなっていることを初めて知った。

株式会社Aからの届出に基づき、既に資格取得日が平成3年4月1日から2年10月1日に訂正されているものの、消滅時効により年金給付には反映されない旨の説明を、社会保険事務所において受けた。

しかし、入社(平成2年10月21日)した当初の給与から厚生年金保険料が控除されていたので、年金給付に反映させてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B健康保険組合から提出された被保険者台帳において、申立人が平成2年10月21日に株式会社Aにおいて被保険者資格を取得(入社)し、申立期間において継続して勤務していることが確認できる。

また、株式会社Aが提出した給与台帳により、申立人が申立期間に係る 厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。 さらに、申立期間の標準報酬月額については、株式会社Aが提出した申 立人の給与台帳及びB健康保険組合が提出した健康保険の標準報酬月額か ら、16万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、 当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 15 年 1 月 30 日 に、事業主が平成元年当時に事務手続を誤ったとして、訂正の届出を行っ たものであることから、社会保険事務所は、申立人に係る 2 年 10 月から 3 年 3 月分までの保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人 に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認め られる。

福井国民年金 事案 169

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 6 月から 48 年 9 月までの期間及び 49 年 2 月から 51 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和27年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年6月から48年9月まで

② 昭和49年2月から51年3月まで

私が 20 歳になった昭和 47 年に、母親が市役所出張所で私の国民年金の加入手続を行ってくれた。私の国民年金保険料については、母親が加入当初は納付組織で納め、その後は信用金庫の集金人に兄の保険料と一緒に納めてくれていた。

私は、結婚した時に母親から年金手帳を受け取ったことを覚えており、申立期間の保険料が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を申立人の母親が納付していたと主張しているが、社会保険庁が管理する国民年金手帳記号番号払出簿、オンライン記録及び市町村が管理する国民年金被保険者納付記録票をみると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和51年10月1日に払い出されており、同年4月1日に資格取得していることが確認できる。この払出日を前提にした場合、申立期間は、未加入期間であるため国民年金保険料を納付することができないほか、国民年金保険料を納付したとする申立人の母親は、高齢であり当時の状況を記憶しておらず、国民年金の加入手続及び保険料の納付方法について確認することができない。

また、申立人の母親が、申立期間の国民年金保険料を納付していたこと を示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立人自身は国民年金 の加入手続等に直接関与していないため、具体的な納付状況が不明であり、 ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見 当たらない。

さらに、申立人の氏名について複数の読み方で検索したが該当する記録が無い上、申立期間について国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧したが、申立人の氏名を確認することができず、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福井国民年金 事案 170

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 9 月から 39 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和16年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年9月から39年3月まで

私が 20 歳になったころ、母親が私の国民年金の加入手続を行い、保険料も納付してくれていたと姉から聞いている。姉の国民年金保険料が納付されているのに、私の申立期間の保険料が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を申立人の母親が納付していたと主張しているが、社会保険庁が管理する国民年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録をみると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年7月19日に払い出されており、49年11月1日にさかのぼって資格取得していることが確認できる。この払出日を前提にした場合、申立期間は、未加入期間であるため国民年金保険料を納付することができないほか、国民年金保険料を納付したとする申立人の母親は平成12年に亡くなっており、国民年金の加入手続及び保険料の納付方法について確認することができない。

また、申立人の母親が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立人自身は国民年金の加入手続等に直接関与していないため、具体的な納付状況が不明であり、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の氏名(旧姓も含む。)について複数の読み方で検索したが該当する記録が無い上、申立期間について国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧したが、申立人の氏名を確認することができず、申立人に対して別

の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。